

# 旅 館 業 許 可 の て び き

## 〔旅館・ホテル営業〕

営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

(法第3条の4)

### <凡 例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いています。

- 法 … 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- 政令 … 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）
- 省令 … 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）
- 条例 … 旅館業法施行条例（平成24年墨田区条例第30号）
- 規則 … 旅館業法施行条例の施行等に関する規則（昭和55年墨田区規則第31号）
- 要領 … 旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月5日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）

墨田区保健所生活衛生課生活環境係  
電話：03-5608-6939

## <手続きの流れの概要> ～旅館業法による許可を受けるまで～

保健所へ事前相談 墨田区保健所生活衛生課（区役所5階）

消防、建築関係部署等へ事前相談



（旅館業許可申請15日以上前）

事前周知の標識設置（規則第10号様式）→ 設置から5日以内に保健所へ届出（規則第11号様式）



説明会の開催（説明会の5日前までに開催を周知）

または戸別訪問により営業計画を説明



説明会等報告書を保健所へ提出（規則第12号様式）



旅館業営業許可申請 → （保健所）

- ・学校等周辺施設に関する意見照会
- ・消防署への意見照会（消防署による施設検査）
- ・警察へ欠格事項に関する確認 など

↓  
（工事）



（必要に応じて工事途中で保健所による施設中間検査）



（保健所による現場検査） → （保健所）

- ・現場調査で構造設備等の基準適合確認
- ・各照会の回答により法適合確認



許可書受領 ← 許可決定

営業開始

## ＜旅館業許可の手続きにおける提出書類等＞

**事前周知関係**（現存する旅館業の承継及び名義変更については、省略可）

### 標識の設置等

- ・旅館業の営業許可申請に先立って、旅館業に係る営業計画の周知を図るために標識を設置する。
- ・標識は規則第10号様式（大きさ縦横それぞれ60cm以上）で、営業予定地の道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置する。
- ・標識の設置期間は、**許可申請をしようとする日の15日以上前から**営業許可日まで。
- ・標識を設置した日から起算して5日以内に**標識設置届**（規則第11号様式）により、保健所長へ届け出る。

### 説明会等の開催

- ・申請予定者は、**周辺住民等**（旅館業を営もうとする施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接し、又は近接（その敷地からの距離が**おおむね10mの範囲**）する土地に存する建物を所有し、又は建物に居住する住民等）に対し、**説明会の開催又は戸別訪問**により旅館業に係る営業計画について説明する。
- ・説明会等（戸別訪問含む）を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を見やすい場所に掲示するとともに、文書の配布等の方法により周辺住民等周知する。
- ・説明会等（戸別訪問含む）で**説明すべき事項**は、①申請予定者の氏名 ②営業の種別 ③施設の構造設備の概要 ④工期(工事着工、完成予定及び営業開始予定の年月日) ⑤施設の管理運営方法 ⑥周辺住民等からの問合せ先 とし、戸別訪問による場合は、文書の配布等によるものとする。
- ・説明会等（戸別訪問含む）の実施後は速やかに**説明会等報告書**（規則第12号様式）により次の書類を添えて保健所長へ報告する。  
説明会を開催した場合：①説明会会議録 ②説明会の開催通知書 ③説明会で配布した資料  
④説明会出席者名簿(該当する周辺住民等の出席の有無を明確にして作成すること。)  
戸別訪問した場合：①戸別訪問で配布した資料  
②説明した関係住民の名簿(該当する周辺住民等に対する対面説明の有無を明確にして作成すること。)

**許可申請時の提出書類**（正副2通提出すること。）

旅館業営業許可申請書（申請手数料30,600円） 規則 第1号様式

営業施設の構造設備の概要(照明設備系統図・給排水系統図・機械換気系統図を添付すること。) 別紙

申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無等に関する誓約書（法人の場合は役員全員分） 別紙

#### 【添付文書】

- ・当該旅館を中心とする半径300m以内の住宅、道路、学校等の見取図  
（当該旅館業の敷地境界から110mの範囲がわかるように線を引く等の記載があるもの）
- ・建物の配置図
- ・建物の各階平面図
- ・建物の正面図及び側面図
- ・客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図
- ・法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- ・施設のある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分のあるものである場合においては、専用部分の用途に関する規約の写し
- ・当該建築物の建築基準関係規定に適合していることを証する書類（検査済証）の写し

## 施設に係る構造設備等の基準

審査基準：行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

指導基準：行政手続法第4章の趣旨に基づき、許認可等にあたり統一的な行政指導を行うための基準

法令の定め	審査基準	指導基準
<p><b>【施設の設置場所】</b>            施設の設置場所が公衆衛生上不適当でないこと。            （法第3条第2項）</p> <p>学校、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設、社会教育に関する施設等の周囲おおむね100mの区域内にある場合、旅館業施設の設置によってこれら施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。            （法第3条第3項）</p> <p>（上記区域内にある場合、学校等から）客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。（政令第1条第1項第7号）</p> <p><b>【客室の独立性】</b>            客室と他の客室、廊下等との境界は、規則で定めるものを用いて区画すること。            （条例第10条第3号ウ）</p> <p>客室内に当該客室の宿泊者以外の者が侵入しないように他の場所と明確に区別することができる間仕切りとし、出入口は引き戸又は開き戸であるものとする。            （規則第16条）</p> <p><b>【客室面積】</b>            1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては、9㎡）以上であること。            （政令第1条第1項第1号）</p>	<p>施設利用者がその動線上公衆衛生上不適当な場所を通らない場所であること。            施設利用者以外の者がみだりに施設内を立ち入らない場所であること。</p> <p>施設利用者以外の者が日常的に施設内を通過しなければならない構造となる場所へ設置しないこと。</p> <p>客室の床面積は、内法により算定されたものであること。</p>	<p>関係法令や賃貸借契約、管理規約に反していないことを確認し、分譲マンション等の場合は事前に管理組合等に相談すること。</p> <p>客室の幅員は、2m以上を有することが望ましいこと。</p>

<p>1 客室の構造部分の床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。 (条例第10条第3号ア)</p> <p>構造部分は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が立ち入る部分を合わせたものとする。 (規則第15条)</p> <p><b>【客室その他】</b> 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。 ・専用の元栓を有すること。 ・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 (条例第10条第7号)</p> <p><b>【寝台・寝具】</b> 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 (条例第10条第4号)</p> <p>寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。 (条例第10条第5号)</p> <p><b>【採光・照明】</b> 適当な採光、照明の設備を有すること。 (政令第1条第1項第3号)</p>	<p>1 客室の構造部分の床面積は、押入れ、床の間等は含まれない。</p> <p>シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯して提供できる十分な数量を有すること。</p> <p>和室（寝台を設置しない部屋）の場合、押入れ等の収納設備は原則各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室等を設置すること。</p>	<p>宿泊者が履物を脱ぎ履きするのに便利な場所に、履物を保管する棚、箱等の設備を設けること。</p> <p>階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1 m以上であること。 (政令第1条第2項第2号)</p> <p>階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。 (条例第11条第1項第4号)</p> <p>階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台を指すものであって、階層の部分が中二階的に広くて何人も並んで就寝できるようなものではないこと。</p>
---	--	---

<p>睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 (条例第10条第3号イ)</p> <p><b>【換気】</b> 適当な換気設備を有すること。 (政令第1条第1項第3号)</p> <p><b>【防湿・排水】</b> 適当な防湿及び排水設備を有すること。 (政令第1条第1項第3号)</p> <p><b>【入浴設備】</b> 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 (政令第1条第1項第4号)</p> <p>洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。 (条例第10条第6号ア)</p> <p>共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。 (条例第10条第6号イ)</p> <p>和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。 (条例第10条第6号ウ)</p> <p>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。 (1) ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。 (2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。</p>	<p>睡眠、休憩等の用に供する部分には、窓を設置しなければならない。</p> <p>窓その他直接外気に通ずる換気口又は換気設備を設けること。</p> <p>「近接して公衆浴場がある」とは、当該施設のある建物に公衆浴場を併設している場合や、隣接して普通公衆浴場がある場合など、厳寒期や荒天時においても利用者が容易に行き来できる場所に公衆浴場がある場合とする。</p> <p>入浴設備はシャワーのみでも可とする。 (H30.1.31医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡)</p> <p>設置するシャワー栓は、おおむね宿泊合計定員10名に1基以上の割合で設置すること。</p>	<p>客室の採光に必要な窓の面積は、おおむね床面積の10分の一以上であること。</p> <p>近接して公衆浴場がある等により当該施設に入浴設備を有さない場合においても、当該施設に宿泊者が利用できるシャワー設備等を設けることが望ましい。</p> <p>サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気のもの)を設ける場合は次によること。 (1) サウナ室の床面は、清掃が容易に行える構造であること。また、室内には、清掃の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 (2) サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者に接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。 (3) サウナ室は、換気を適切に行うため、給気は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。 (4) 営業者又は管理者は、サウナ室内の温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等については、絶えず点検を行うよう指導すること。 なお、温度計は室内の温度が、室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。</p>
--	--	---

ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

- (3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
- (4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
- (5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- (6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- (7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

(条例第10条第6号エ)

### 【洗面設備】

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

(政令第1条第1項第5号)

共同洗面所を設ける場合は、規則で定めるところにより給水栓を設置すること。

(条例第10条第9号)

共同洗面所の給水栓の数は、次に掲げる洗面設備を付設していない客室の合計定員の区分に応じ、使用に便利な場所に次に定める数以上を設置するものとする。

- (1) 30人以下 合計定員が5人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数
- (2) 31人以上 6に、合計定員が30人を超えて10人又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

(規則第18条)

共同洗面所の給水栓の数は、次の表の上欄に掲げる洗面設備を付設していない客室の合計定員に応じ、同表の下欄に掲げる数以上とする。

定員(人)	5人以下	6~10	11~15	16~20	21~25
給水栓数	1	2	3	4	5

定員(人)	26~30	31~40	41~50	51~60	61~70
給水栓数	6	7	8	9	10

洗面設備を設置する場所は、宿泊者が支障なく利用しやすい場所であること。

(5) サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置を作るようにすること。

(6) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第7条の2及び第57条の規定に基づくサウナ設備の技術基準を指導の参考とすること。

(要領)

**【便所】**  
**適当な数の便所**を有すること。  
 (政令第1条第1項第6号)

**各階に設置し**、防虫及び防臭の設備並びに**手洗設備**を有すること。  
 (条例第10条第8号ア)

便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定めるところにより、便器を設置すること。  
 (条例第10条第8号イ)

便所を付設していない客室の各階ごとの合計定員の区分に応じ、次の数以上をそれぞれ使用に適した状態で設置するものとする。

- ・合計定員5人以下 2
- ・合計定員6人以上30人以下 2に、合計定員が5人を超えて5人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数
- ・合計定員31人以上300人以下 7に、合計定員が30人を超えて10人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数
- ・合計定員300人以上 34に、合計定員が300人を超えて20人又はその端数の人数を増すごとに1を加えて得た数

(規則第17条第1項)

設置する(共同便所の)便器の数のうち、男子用及び女子用それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。  
 (規則第17条第2項)

施設全体の定員に対して、施設全体の便所便器がおおむね下表の示す数以上設置されていること。

便所は客室のある階のほか、ロビー、ホール等宿泊者が利用する施設を有する各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

定員(人)	5人以下
便器数	2

定員(人)	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30
便器数	3	4	5	6	7

定員(人)	31~40	41~50	51~60	-	291~300	301~320
便器数	8	9	10	-	34	35

使用に適した状態とは、便所を付設していない客室の各階の合計定員から算出した数の便器を有する共同便所をそれぞれの階に設けることをいう。

便所を設置する場所は、宿泊者が支障なく利用しやすい場所であること。

共同の入浴設備、洗面所、便所の設置場所が同一区画内にある等、一宿泊客がいずれかを使用中に他の宿泊客が実質的に他の設備を利用することができない構造の場合、その設備については規則第17条または規則第18条の規定を満たす数には含めない。(多数人で共用しない客室内に設置のものについてはこの限りでない。)

多数人で共用する客室内に付設された便所は共同便所として利用されることから、当該客室の宿泊者が利用することができる便器の数の合計が、その階の客室の合計定員に応じて、下表の示す数以上設置されていること。



<p><b>【玄関帳場、フロント】</b>          宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。          (政令第1条第1項第2号)</p> <p>政令第1条第1項第2号の基準は、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>(2) <b>宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認を可能とする設備を備えていること。</b>          (省令第4条の3)</p> <p>宿泊者の利用しやすい位置に、規則で定める<b>玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備</b>を設けること。          (条例第10条第1号)</p> <p>宿泊しようとする者との面接に適し、次に掲げる要件を全て満たす構造設備のものとする。</p> <p>(1) 営業施設入り口から容易に見えるよう<b>宿泊者が通過する場所</b>に位置していること。</p> <p>(2) <b>宿泊者の出入りを容易に見ることができる構造設備</b>であること。</p> <p>(3) 受付等の事務に適した 広さを有していること。</p> <p>(4) 宿泊者又は周辺住民等の求めに応じて<b>常時対応</b>することができる機能を備えていること。          (規則第14条)</p>	<p>次のすべての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができている場合は、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を備えているものとする。</p> <p>1) 従業者が宿泊しようとする者の本人確認、受付を対面と同等の手段により行うこと。対面と同等の手段とは、営業者自らが営業施設に設置したビデオカメラ等から発信された鮮明な画像を用いて本人確認、受付を行うこと。</p> <p>2) 宿泊しようとする者の本人確認、受付を実施した後に適切に客室の鍵を交付すること、かつ宿泊を終えた者に適切に鍵を返却させること。          ただし、無人の施設に設置したキーボックス等での鍵の受け渡しは行わないこと。</p> <p>3) 営業者自らが営業施設に設置したビデオカメラ等から発信された鮮明な画像を用いて宿泊者の出入りの状況確認を行うこと。</p> <p>4) 緊急時や宿泊者又は周辺住民等からの求めがあった時に常時迅速な対応が実施できる体制が整備されていること。常時迅速な対応が実施できる体制とは、次の要件を満たしていることをいう。</p> <p>① 管理事務所等を設置し宿泊者又は周辺住民</p>	<p>善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の①から④までの要件を満たすこと。</p> <p>① 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易にみることができない構造設備でないこと。</p> <p>② 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。</p> <p>③ 玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客の応対をする構造の部屋を玄関に敷設することができること。</p> <p>④ モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。          (要領)</p>
---	---	---

<p>【調理場（設ける場合）】 調理場を設ける場合は、次の構造設備の基準によること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。</li> <li>・宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</li> <li>・出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。</li> <li>・十分な能力の換気設備を有すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(条例第10条第2号)</p>	<p>等の緊急を要する状況や求めがあった状況に対し、従業者が連絡を受けてから徒歩によって駆けつけ、対応にあたるまでを通常10分程度で行うことができる体制を想定していること。</p> <p>② 営業施設と管理事務所等との間に通話機器を設置すること。</p>	<p>調理場を設ける場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に従うこと。</p>
---	---	--

## 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準、営業者の遵守事項など

法令の定め	解説
<p>【管理者の駐在等管理体制】 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに管理者をおくこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">(条例第7条第12号)</p> <p>営業施設の入り口付近には、宿泊施設である旨を宿泊者や周辺住民等へ周知するため、規則で定める表示をすること。</p> <p style="text-align: right;">(条例第9条第5号)</p> <p>表示は、宿泊者又は周辺住民等が見やすい場所に、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 施設の名称 (2) 宿泊施設である旨（前号に含まれる場合を除く。） (3) 営業施設への来訪者に対し、従業者が常時直接面接できる設備及び体制を備えている施設以外にあっては、<b>緊急連絡先及び連絡方法</b></p> <p style="text-align: right;">(規則第13条)</p>	<p>宿泊者が滞在している間は、客室、応接室、便所等施設を常に清潔にしておく等の当該施設における宿泊者の衛生に必要な措置を行うことができる状態であること。具体的には、いつでも宿泊者又は周辺住民等の対応ができるように、当該施設または直ちに従業者が駆けつけることができる管理事務所等に従業員が常駐していること。</p> <p>玄関帳場等に従業者が常駐して来訪者の対応にあたる施設以外にあっては、施設外部に緊急連絡先を明示する等、来訪者や周辺住民等から管理者への連絡できる体制を確保し、宿泊者又は周辺住民等の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、直ちに従業者が駆けつけることができる体制であること。</p> <p>宿泊者及び近隣住民等への24時間対応の体制が確立されていること。 (28墨福衛生第325号)</p>

玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(条例第9条第3号)

#### 【宿泊者名簿等】

営業者は旅館業の施設または営業者の事務所に**宿泊者名簿を備え**、これに次の事項を記載し、当該職員の要求があったときは、これを提出しなければならない。(宿泊者の氏名、住所、連絡先、外国人であるときはその国籍及び旅券番号、生年月日、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名)

宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、作成の日から3年間保存すること。

(法第6条第1項、省令第4条の2、規則第6条)

#### 【営業従事者名簿】

営業施設には、**営業従事者名簿を備え**付け、次の事項を記載しておくこと。(氏名、生年月日、住所、従事職種、就職年月日)

(条例第9条第4号)

#### 【客室定員】

客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

- ・1客室の有効面積3㎡について、1名とする。

(条例第7条第6号イ)

1客室の有効部分の面積の算定は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して行うものとする。

(規則第9条)

宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、対面又は対面と同等の手段を用いて本人確認を行うこと。対面と同等の手段として以下の要件に該当する方法等により行うこと。

- 1) 営業者自らが営業施設に設置したビデオカメラ等から発信された鮮明な画像を用いて本人確認を行うこと。
- 2) 発信された画像は宿泊者の顔及び旅券が鮮明に確認できる程度のものであること。

外国人宿泊者に関しては、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明し、さらに拒否する場合には、旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等対応を行うこと。(H26.12.19健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

1客室の有効部分の面積の算定は、客室に付随する浴室、便所、押入れ、床の間等は含まれない。

**【客室の表示】**

客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。  
(条例第9条第1号)

客室には定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。  
(条例第9条第2号)

**【寝台・寝具】**

布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。  
(条例第7条第5号ア)

シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。  
(条例第7条第5号イ)

布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。  
(条例第7条第5号ウ)

**【採光・照明】**

営業施設の採光及び照明は、十分な照度を有するようにし、照明設備については、次の措置を講ずること。

ア 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

イ 定期的に清掃し、常に清潔を保つこと。  
(条例第7条第2号)

**【換気】**

換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。  
機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。  
(条例第7条第1号)

**【防湿・排水】**

排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。  
(条例第7条第3号)